

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
財務部 管財課
指 摘
富山市営城址公園駐車場の令和6年度分の事業報告書について、収受及び決裁を行っていなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況
富山市営城址公園駐車場に係る事業報告書については、委託業者から基本協定書で定められた期日内に提出されたものの、収受及び決裁を行っていなかったことから、監査終了後、速やかに対応した。 今後は、複数の職員で書類の確認等を行うことを徹底し、令和7年度分からは事業報告書の収受及び決裁を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
財務部 管財課
指 摘
<p>超過勤務について、庶務事務システムで実施前に命令申請により所属長の決裁を受けた後に、実施後に実施申請により決裁を受けるべきところ、実施申請を行わなかったことにより、超過勤務手当が過小支給となっているものが複数見受けられたため、改善を図られたい。</p>
措 置 状 況
<p>超過勤務手当の過小支給については、令和7年10月に修正申請を行い、令和7年11月支給分の給与にて調整を行った。 今後は、富山市職員の給与に関する条例及び富山市職員の給与に関する規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
財務部 契約課
指 摘
電子入札システム、入札監視委員会及び電子契約に係る負担金の納入期限について、納入通知書を交付する日から20日以内に指定されていなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況
富山市会計規則に定める納入期限の取扱いは、事業者や住民を含め、上下水道局や病院事業局に対しても適用される旨を改めて課内で周知した。 また、納入通知書を交付する際は、担当者のほか、全ての決裁に携わる者による確認を徹底することで、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象
企画管理部 行政経営課
意 見
<p>指定管理者及び指定管理施設所管課に対する監査の結果、地方自治法及び指定管理基本協定書に基づき、翌年度5月末までに指定管理者から提出された事業報告書について、所属内での決裁が行われていない事例が見受けられた。事業報告書は、指定管理者が毎年度終了後に公の施設の管理の業務の状況について市に報告するものである。しかし、所管課内で事業報告書の決裁が行われていない現状は、指定管理業務の履行確認が適切に実施されていない状況であると言わざるを得ない。さらには、業務の履行確認及び決算額の確定等に一定の期間が必要であることを鑑みると、現在設定されている事業報告書の提出期限には疑問が残る。</p> <p>こうしたことから、所管課において指定管理業務の履行確認が确实かつ適切に実施されるよう、対応を検討されたい。</p>
回 答
<p>各施設所管課において指定管理業務の履行確認が确实かつ適切に実施されるよう、今年度策定するガイドラインや令和8年3月に発出予定の通知等を通じて周知徹底してまいりたい。</p> <p>なお、基本協定書にて定める提出期限については、施設の状況に応じて施設所管課が適切な時期を設定できるよう検討してまいりたい。</p>